

本人確認に関するお客さまへのお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」※1 の定めにより、本人確認をさせていただきます。同法の目的、「犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与すること」に鑑み、何卒ご協力お願い申し上げます。

※1 平成 19 年 4 月に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が部分的に施行され、本人確認に係る条項は平成 20 年 3 月「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下、本人確認法）の廃止と同時に施行されました。

ご本人の確認が必要なお取引

- ① 口座の開設、貸金庫、保護預り等のお取引を開始される時
- ② 新規に共済に加入される時、共済契約による年金・満期共済金・解約返戻金のお支払いの時
- ③ 200 万円を超える大口の現金取引をされる時
- ④ 住所変更又は氏名変更の届出をされる時

ご提示していただく書類等

次の本人確認書類(氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限り)のいずれか原本を提示してください。

- ① 運転免許証 ⑤ 各種福祉手帳
- ② 旅券(パスポート) ⑥ 外国人登録証明書
- ③ 各種健康保険証 ⑦ 取引で使用する印鑑に係る印鑑登録証明書
- ④ 各種年金手帳

上記書類のほか、ご本人さまの住所、氏名及び生年月日の記載のある公的機関が発行した証明書類(戸籍謄本・住民票等)の提示でもお取引させていただきますが、通帳、貯金証書等のお渡しは、別途、ご本人さまの住所への簡易書留等によるお届けとなります。

なお、当該郵便物が返戻された場合には、お取引を停止することもあります。

○一度、本人確認をさせていただきましたお客さまにつきましては、その後のお取引に際し、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳またはキャッシュカードの提示などJA所定の方法により本人確認をさせていただきますことがあります。

○ご本人の確認ができないときは、お取引ができない場合がありますのでご注意ください。

詳しいことは、窓口にお問い合わせください。